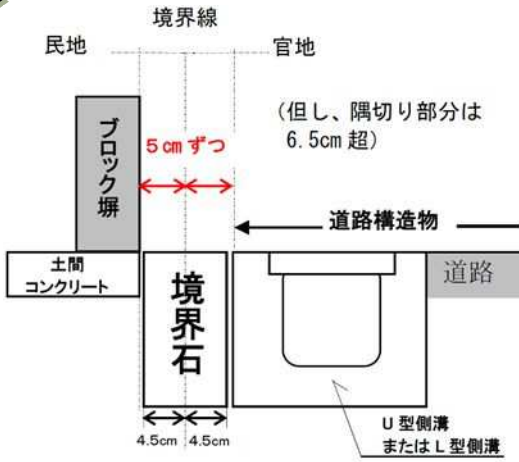


# お知らせ



## 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。  
このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

## 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了(換地処分の公告の日)するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- 土地の形質の変更
- **建築物**その他の工作物(ブロック塀、擁壁、カーポート等)の新築、改築、増築
- 重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

**ご注意!** この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、または許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令、または移転、もしくは除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

## 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、事務局の窓口で申請をしていただき、原則として中2日後の発行となりますので、ご了承ください。

## 土地・建物の売買をするときには、ご相談を!

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、事務局へ相談の上、行ってください。

## 権利の届出をしてください(定款第86条及び第87条)

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から**※代表者1人を選任**して組合に届け出てください。

※ 共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、ご協力のほどお願いいたします。

## 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどお願いいたします。

ご不明な点は(一財)さいたま市土地区画整理協会までお問い合わせください

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| お問い合わせ先(組合事務局)  | 管理課 048-823-5221(資金管理・換地に関すること) |
| 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会   | 補償課 048-823-5226(建物補償等に関すること)   |
| 〒338-0002 さいたま市中央区下落合2-18-6                                     | 工事課 048-823-5227(工事に関すること)      |
| <a href="http://saitama-kukaku.jp">http://saitama-kukaku.jp</a> |                                 |

# まちづくりニュース

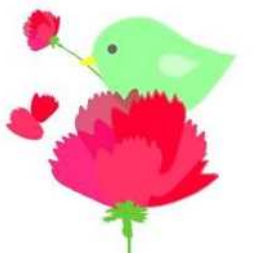
令和4年5月

さいたま市台・一ノ久保特定土地区画整理組合  
理事長 井上 晃一

## ーごあいさつー

このたびの新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本組合は今年で設立27年目を迎え、工事も概成しつつあります。今年度は、公共施設引継図書作成業務委託を実施する予定です。一日も早く本区画整理事業が完了できるよう今後も努力して参りますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 令和3年度 第2回総代会の報告

令和4年2月21日(月)に台・一ノ久保組合現場事務所において、総代の方々出席のもと、令和3年度第2回総代会が開催されました。

今回の総代会で、令和4年度の事業計画と収支予算、および定款の一部変更についてのご承認をいただきました。その議案の概要についてお知らせいたします。

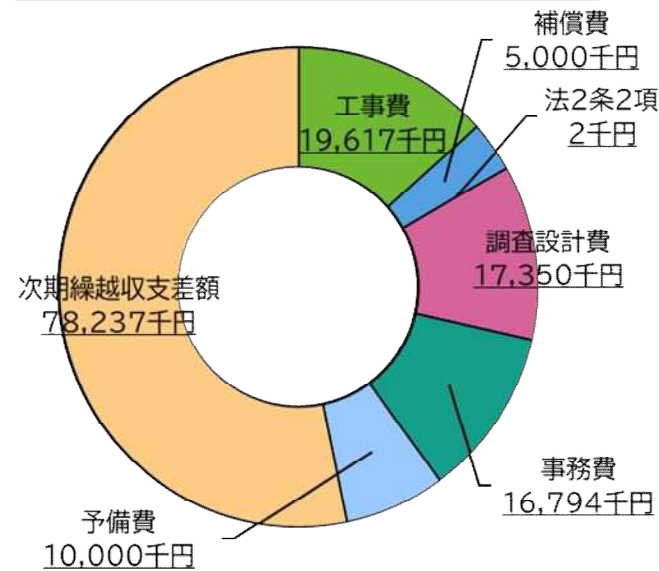
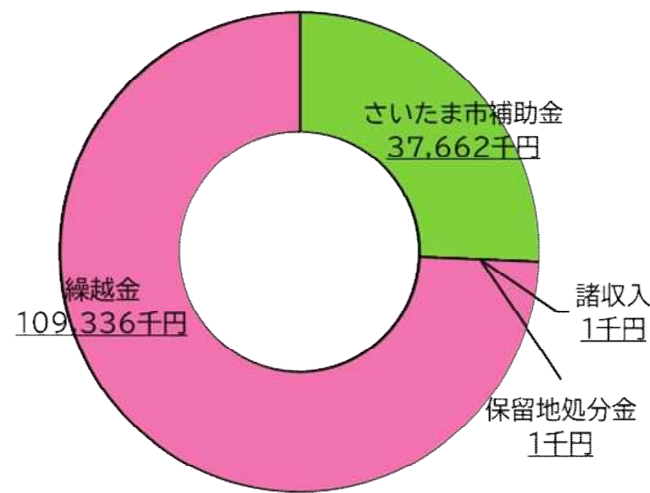
## ◆令和4年度事業計画について

| 種別    | 内容   |
|-------|--|
| 工事    | ① 道路等管理工事<br>・地区内の道路等の管理工事を行うものです。   |
| 補償    | ① 物件補償<br>・事業により移転、除却が発生する工作物等の補償を行うものです。  |
| 調査設計  | ① 杭打測量・換地修正外業務委託<br>・事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行います。<br>② 公共施設引継図書作成業務委託<br>・道路、公園等の公共施設を管理者に引き継ぐための図書作成を行います。<br>③ その他事業に必要な調査設計等 |
| 保留地処分 | ① 保留地処分<br>・保留地の処分を行うものです。   |

## ◆令和4年度の収支予算について

収入の部：147,000千円

支出の部：147,000千円



### 【収入】

| 費目       | 予算額(千円) | 備考 |
|----------|---------|----|
| さいたま市補助金 | 37,662  |    |
| 保留地処分金   | 1       |    |
| 諸収入      | 1       |    |
| 繰越金      | 109,336 |    |
| 計        | 147,000 |    |

### 【支出】

| 費目       | 予算額(千円) | 備考  |
|----------|---------|---|
| 工事費      | 19,617  | 道路等管理工事、特4-4号線道路築造工事、現場事務所解体工事                      |
| 補償費      | 5,000   | 工作物等移転補償  |
| 法2条2項事業費 | 2       |   |
| 調査設計費    | 17,350  | 杭打測量・換地修正外業務委託、公共施設引継図書作成業務委託、代位登記作成業務委託、管理調書作成業務委託 |
| 事務費      | 16,794  |   |
| 予備費      | 10,000  |   |
| 次期繰越収支差額 | 78,237  |   |
| 計        | 147,000 |   |

## ◆定款の一部変更について

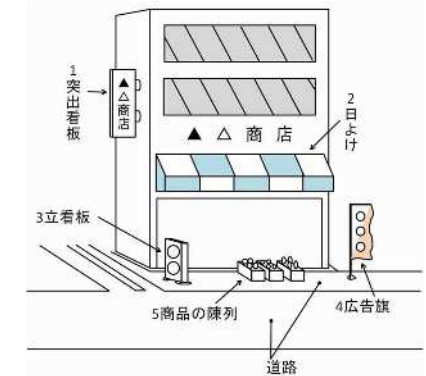
| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| (公告の方法)<br>第88条<br>この組合の公告は、事務所の掲示場及び台・一ノ久保現場事務所の掲示場並びにさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。 | (公告の方法)<br>第88条<br>この組合の公告は、事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場に掲示してするものとする。<br>※変更前の下線部を変更 |

## ◀ 道路の使用についてのお願い ▶

道路上にもものを置かないでください。

道路上に物(コンクリート板、道路段差解消ステップ、バリケード、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など)を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつかずいて転倒する事故にもつながります。

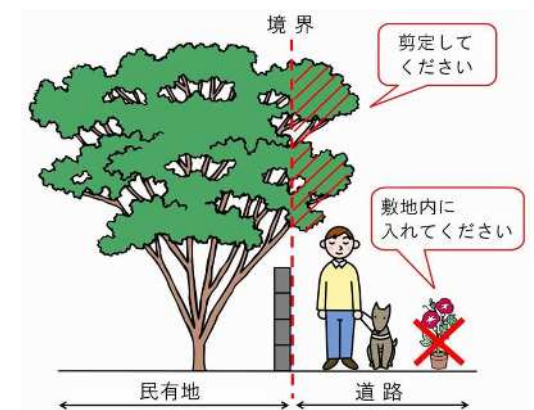
そのため、道路上に物を置いている場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



庭木の枝は敷地内で管理してください。  
植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上(歩道・側溝を含む)に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。